

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な 差別的言動に該当する旨等の公表について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

【問合せ先】 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本
電話 (044) 200-2369

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の短文投稿サイト「X」（旧Twitter）へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「日本にいる必要はないだろ」という趣旨の表現

イ 「母国の韓国、又は北朝鮮に帰国するのが当然」という趣旨の表現

ウ 「帰ればいいのに」という趣旨の表現

エ 「祖国にお帰りください」という趣旨の表現

オ 「帰れよ」という趣旨の表現

カ 「祖国にお帰り頂けますか」及び「永遠に海を渡って来ないようお願いします」という趣旨の表現

キ 「お帰りいただいた方がよい」という趣旨の表現

ク 「どうしたら帰ってくれますか」という趣旨の表現

ケ 「本当に来ないで」という趣旨の表現

コ 「来ないで」という趣旨の表現

サ 「帰れ」という趣旨の表現

シ 「本国に帰るのがお互いのため」という趣旨の表現

ス 「不法入国者を強制送還しましょう」という趣旨の表現

セ 「反日で嫌いな日本に、わざわざ住んでいただく理由はない」及び「大好きな国に出て行けば」という趣旨の表現

ソ 「祖国へお帰りください」という趣旨の表現

タ 「祖国へ帰れ」という趣旨の表現

チ 「とっとと帰りやがれ」という趣旨の表現

- ツ 「出ていけ」という趣旨の表現
- テ 「どうぞお帰りになってください」という趣旨の表現
- ト 「帰ってください」という趣旨の表現
- ナ 「国に帰れ」という趣旨の表現
- ニ 「日本から出ていけ」という趣旨の表現
- ヌ 「帰れと言うわ」という趣旨の表現
- ネ 「「帰れ」くらいは言われるのではないか」という趣旨の表現
- ノ 「タヒ」という趣旨の表現
- ハ 「国籍国へ帰れ」及び「外国人は日本に住む権利は無い」という趣旨の表現
- ヒ 「在日韓国人強制送還」、「韓国人は帰れ」及び「祖国に帰れ」という趣旨の表現

(2) インターネット上のブログサイト「アマーバブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「毒蛇のように駆除すべき存在」という趣旨の表現を含む投稿を転載又は掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

(3) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載又は掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「帰れよ」という趣旨の表現

イ 「祖国へお帰りください」という趣旨の表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1 (1) から (3) までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1 (1) の表現を含む投稿について、「X」を運営するX Corp. に削除を要請した。

(2) 上記1 (2) の表現を含む投稿について、アマーバブログを運営する株式会社サイバーエージェントに削除を要請した。

(3) 上記1 (3) の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和5年8月24日

5 その他

- (1) 上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。